マイナンバー条例の改正に伴う住基ネット利用事務の追加について

＜審議事項＞
令和８年８月２６日
総務局行政部

（１）新たに本人確認情報を利用する事務について

都営住宅等の管理に関する13事務（対象：最大42万人）

利用開始予定日：令和９年１月１日

Ｎｏ.	対象手続の名称	Ｎｏ.	対象手続の名称
1	減免申請書	8	都営住宅名義人及び名義人の配偶者一時転出届・解除届
2	住宅使用申込書	9	住宅使用者氏名変更届
3	入居届	10	世帯員一時転出届・解除届
4	住宅同居申請	11	住宅変更申請
5	世帯員変更届	12	住宅交換申請
6	住宅使用承継申請	13	駐車場減免申請書
7	住宅長期不在届		

（２）条例改正理由及び施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第９条の法定事務に該当がなく（一部の住宅種別を除く。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号）別表においても定めがないため、マイナンバーの取扱開始に伴い、本条例の改正が必要となる。

施行日：令和９年１月１日

（３）同事務の概要

①　法定事務と条例事務の別

都営住宅等の管理に関する13事務について、住宅種別等によって住基法根拠の事務とマイナンバー条例根拠の事務に分かれており、住基ネット部会では条例事務（黄色着色部）を審議対象とする。

手続と住宅種別ごとの根拠法令

青：法定事務
黄色：条例事務

手続No.	手続名	一般都営住宅	特定都営住宅	都営改良住宅	都営更新住宅	都営再開発住宅	都営従前居住者用住宅	都営コミュニティ住宅	引揚者住宅	福祉住宅	地域特別賃貸住宅	特定公共賃貸住宅
1	・減免申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
2	・住宅使用申込書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎
3	・入居届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎
4	・住宅同居申請	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	・世帯員変更届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
6	・住宅使用承継申請	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	・住宅長期不在届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
8	・都営住宅名義人及び名義人の配偶者一時転出届・解除届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
9	・住宅使用者氏名変更届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
10	・世帯員一時転出届・解除届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
11 12	・住宅変更申請 （住宅交換申請）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	
13	・駐車場減免申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎

（３）同事務の概要

②　現在の状況

現在、都営住宅等の入居に関する各種申請の際は、申請者に公的書類の写しの添付を求め、審査している。

③　住基ネットを利用する目的

マイナンバーの活用により、各自治体が有する税・生活保護等の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて入手できるため、公的書類の添付が不要となる。

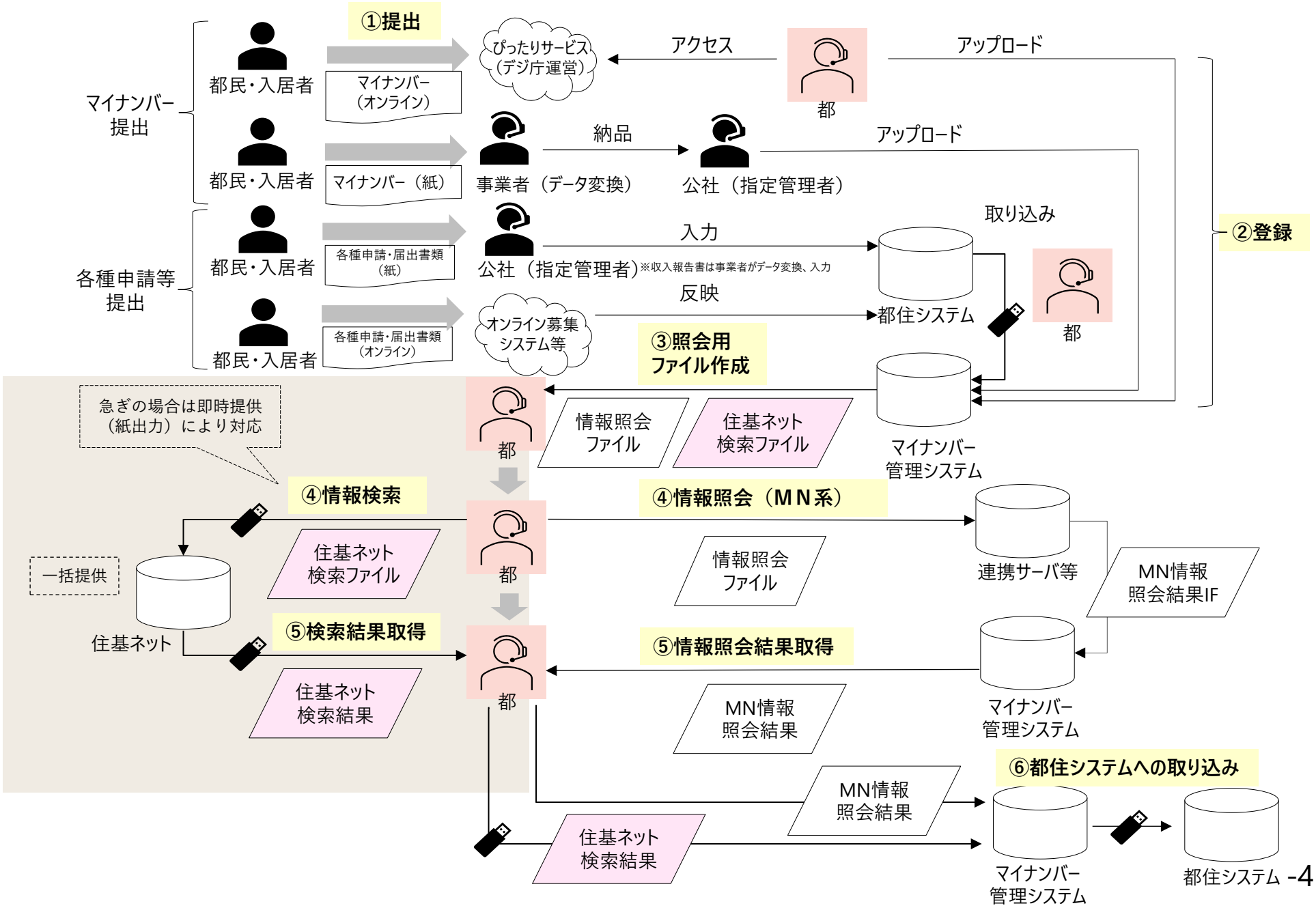
しかし、各種手続を審査する際に住民票で確認している情報のうち、**住所等の変更年月日、同一住所の住民情報、旧氏**は、マイナンバーによる情報連携やマイナンバーカードから取得できる券面情報では把握できない。

これらの情報を取得するためには、住基ネットの活用が必要となる。

審査で必要な項目	情報照会	券面情報
続柄（コード）	○	×
世帯番号	○	×
氏名	×	○
生年月日	×	○
性別	×	○
住所	×	○
住所等の変更年月日	×	×
同一住所の住民情報	×	×
旧氏	×	×

【住基ネットで取得できる情報】※同事務においては下線部の情報を取得する
・４情報（氏名（旧氏含む）・生年月日・性別・住所）
・住民票コード、マイナンバー
・上記の変更情報（住所等の変更年月日の確認が可能）
※住基ネットで同一住所照会（同一住所の住民情報の確認）が可能

（４）情報提供ネットワークシステムと住基ネットを活用した業務フロー



（５）利用効果

以下の理由から、入居者等の利便性向上や行政事務の効率化が図られる。

・マイナンバーの情報連携及び住基ネットの本人確認情報の取得を行うことで、申請者は都営住宅入居に関する各種申請時に住民票等の添付書類の提出が不要となる。

・情報提供ネットワークシステム及び住基ネットから得た情報を都営住宅管理総合システムに連携させることで、申請者側、審査者側共に各種申請手続き時の記載・入力項目が削減される。